

# 石狩振興局産業振興部建設指導課からのお知らせ

宅地建物取引業関係の申請・諸届出手続きに関しましては、関係書類を持参していただき、窓口におきまして対面審査を行っておりましたが、次の日程から下記手続きについては**原則郵送**で受付となります。

1 対象期間 令和5年9月1日（金）から

- 2 対象手続
- ・宅地建物取引業免許の新規、更新、変更届出
  - ・宅地建物取引業の免許証書換え交付、再交付申請
  - ・廃業等届出
  - ・業務を行う場所の届出（法第50条2項関係）
  - ・営業保証金供託済届出書、取戻し公告済届、取戻し証明願
  - ・債権の申出のない証明願
  - ・宅地建物取引士の登録申請、変更登録申請

3 提出先等

**〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目**

**石狩振興局 産業振興部 建設指導課 指導審査係（宅建業担当）**

- ・申請書等には個人情報が含まれていますので、確実に到着するよう簡易書留など追跡サービスがあるものでの送付をお勧めします。簡易書留以外の方法での郵送や郵便事故により申請書等が到達しない場合については責任を負いかねます。
- ・提出書類等を窓口へ提出し、後日、郵送返却もできます。（窓口提出）

4 提出書類等

- ・申請書の作成に当たっては、各種様式ダウンロードの**提出書類一覧**をよくお読みいただき、書類への記載漏れ、誤り、提出書類不足が無いようご確認願います。
- ・受付後副本を返送致しますので、必ず**返信用封筒**を同封のうえご提出ください。  
**（返信用封筒は、簡易書留分の切手を貼付してください。レターパックも可。）**
- ・業務を行う場所の届出（法第50条2項関係）は郵送の場合、業務を開始する10日前までに提出（必着）の必要があります。※届出日と営業開始日との間が**中10日以上**あいていること
- ・廃業等届出の場合、**宅地建物取引業免許証が回収**となりますので、同封してください。

5 注意事項

- ・記載事項に修正や内容を確認する必要がある場合、電話連絡で修正を行います。
- ・上記修正の終了後に受付を行い、受付から1週間程度で返却します。
- ・修正不能な不備があり受付をできないと判断される場合、または電話連絡後、概ね1週間程度たっても不備が解消される見込みが立たない場合、一度提出書類をお返しすることとなりますので、予めご了承ください。